

調査の概要

「住宅・土地統計調査」は、住居の形態や住宅・土地の保有状況等に関する実態を明らかにし、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした標本調査で、昭和 23 年から 5 年ごとに実施している。平成 20 年調査は 13 回目に当たる。

1 調査の目的

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠法規

- (1) 統計法（昭和 22 年法律第 18 号）
- (2) 住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）

3 調査の時期

平成 20 年 10 月 1 日現在。

4 調査の対象

全国で約 350 万住戸（世帯）、東京都で約 28 万住戸（世帯）。

5 調査系統

総務省 — 都道府県 — 市区町村 — 指導員 — 調査員 — 住戸・世帯

6 調査方法

(1) 調査区の抽出

平成 17 年国勢調査の全国の調査区約 98 万から、約 21 万調査区を抽出した。
東京都では、約 1 万 6000 調査区を抽出した。

(2) 調査住戸（世帯）の選定

全国では、約 21 万調査区の中から、住宅及び住宅以外で人が居住する建物及びこれらに居住している世帯（約 350 万住戸・世帯）を調査対象とした。東京都では、約 1 万 6000 調査区の中から、約 28 万住戸（世帯）を対象とした。

(3) 調査票の配布及び収集

調査員が調査日前に調査票を配布して記入を依頼し、調査日以後、記入された調査票を取集した。調査票は、甲・乙の 2 種類で、調査単位区ごとに甲・乙いずれかを配布して実施した。甲・乙の配分は、全国平均で 6 対 1 になるように割り振った。

7 調査事項

(1) 住宅等に関する事項

所有関係、居住室の数及び広さ、敷地面積、家賃・間代、設備、建築時期等。

(2) 世帯に関する事項

世帯の種類・構成、年間収入等。

8 結果の公表

実施年の翌年の 7 月から順次公表していく。平成 20 年調査は、調査結果が平成 22 年 2 月 24 日付けで総務省から公表された。今回は、公表されたものの中で、都道府県別になっている項目について東京都分の概要を公表する。